

令和6年度答申第64号
令和7年1月23日

諮問番号 令和6年度諮問第65号から第82号まで（いずれも令和6年12月2日諮問）

審査庁 特許庁長官

事件名 商標登録出願却下処分に関する件18件

答 申 書

審査請求人X₁及び審査請求人X₂からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、商標法（昭和34年法律第127号）10条1項の規定に基づく商標登録出願（別紙1の「出願番号」の欄に掲げる合計18件の出願。以下これらを併せて「本件各出願」という。）をした審査請求人X₁及びその代表取締役である審査請求人X₂（以下審査請求人X₁と併せて「審査請求人ら」という。）が、いずれも指定された期限までに手続の補正をしなかったとして、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、商標法77条2項において準用する特許法（昭和34年法律第121号）18条1項の規定に基づき、本件各出願を却下する処分（以下「本件各却下処分」という。）をしたことから、審査請求人らがこれらを不服としてそれぞれ審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）商標登録出願

商標法5条1項は、商標登録を受けようとする者は、同項1号に掲げる

商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所等の事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない旨規定する。そして、商標法施行規則（昭和35年通商産業省令第13号）2条1項は、願書は、同規則様式第2により作成しなければならないと規定し、願書には、法人にあっては、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載すること（同規則様式第2備考24（同規則様式第4は、備考4において「様式第2の備考と同様とする。」としている。））と記載されている。

（2）商標登録出願の分割

商標法10条1項は、商標登録出願人は、商標登録出願が審査に係属している場合であって、かつ、当該商標登録出願について同法76条2項の規定により納付すべき手数料を納付している場合に限り、2以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を1又は2以上の新たな商標登録出願（以下「分割出願」という。）とすることができる旨規定する。そして、商標法施行規則2条4項は、商標法10条1項の規定による分割出願についての願書は、商標法施行規則様式第4により作成しなければならない旨規定し、分割出願にあっては「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇」を、「【出願日】」には、「令和何年何月何日」のようにもとの商標登録出願の年月日を記載するものとされている（同規則様式第4備考1）。

（3）商標登録出願手数料

商標法76条2項は、商標登録出願をする者は、別表の1に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない旨規定し、特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号）4条2項は、商標法76条2項の規定により納付すべき手数料の額は、1件につき3,400円に1の区分につき8,600円を加えた額と規定する。

（4）手続の補正

商標法77条2項の規定により商標登録出願に関する手続について準用される特許法17条3項は、特許庁長官は、手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき（同項2号）、又は手続について納付すべき手数料を納付しないとき（同項3号）は、相当の期間を指定して（以下「指定期間」という。）、手続の補正をすべきことを命ずることができる旨規定する。

(5) 手続の却下

商標法 77 条 2 項の規定により商標登録出願に関する手続について準用される特許法 18 条 1 項は、特許庁長官は、同法 17 条 3 項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が指定期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる旨規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人 X₁ は令和 4 年 2 月 26 日、審査請求人 X₂ は同月 28 日、それぞれ別紙 1 の「商標登録を受けようとする商標」の欄に掲げる標準文字からなる各商標について、指定商品又は指定役務（当該商標を使用する商品又は役務）を別紙 1 の「指定商品又は指定役務の属する商品及び役務の区分」の欄に掲げる区分に属する商品又は役務とする本件各出願をした（いずれも分割出願である。）。

(商標登録出願)

- (2) 処分庁は、商標法 77 条 2 項において準用する特許法 17 条 3 項の規定に基づき、別紙 1 の「指令日」の欄に掲げる各日付（審査請求人 X₂ に対して令和 4 年 3 月 25 日発送、審査請求人 X₁ に対して同年 4 月 1 日発送、審査請求人らに対して同月 28 日再送）の各手続補正指令書（方式）（以下「本件各手続補正指令書」という。）により、下記アからウまでのとおり、本件各出願が法令に定める要件を満たしていないことを理由として、本件各出願に係る手続の補正を命じ（以下「本件各補正指令」という。）、それらの補正期間として、本件各補正指令に係る本件各手続補正指令書の発送の日から 1 月の期間を指定した（以下「本件各指定期間」という。なお、本件各手続補正指令書は再送しているため、再送の日が本件各指定期間の始期となる。）。

ア 本件各出願について、商標登録出願をする者が納付すべき手数料が納付されていない。

イ 本件各出願のうち、別紙 1 の諮問番号第 65 号から第 80 号までに係るものについて、商標登録願の「【商標登録出願人】」の欄に代表者の氏名が記載されていない。

ウ 本件各出願のうち、別紙 1 の諮問番号第 70 号に係るものについて、当該出願の出願人と商標登録願の「【原出願の表示】」の欄に記載された原出願の出願人が相違している。

(手続補正指令書)

- (3) 処分庁は、令和4年5月31日付け(同年7月8日発送、同年8月25日再送)で、本件各出願について、本件各指定期間内に手続の補正がなかったとして、商標法77条2項において準用する特許法18条1項の規定に基づき、本件各出願を却下する処分(本件各却下処分)をした。

(出願却下の処分)

- (4) 審査請求人は、令和4年11月25日付け(同月30日受付)で、審査庁に対し、本件各却下処分を不服として本件各審査請求をした。

(審査請求書(18通)、審査請求書(補正)(令和5年1月10日受付、18通)、2度目の審査請求書(補正)(令和5年3月20日受付、16通))

- (5) 審査庁は、令和6年12月2日、当審査会に対し、本件各審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人らは、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減に見舞われ、住所変更を余儀なくされた。新住所が決まった後も、インターネットに容易にアクセスできるようになるまで比較的長期間を要した。また、インターネットに容易にアクセスできるようになっても、郵便物の受取や読解、書類作成がスムーズに進まなかった事情があり、物理的に出願手数料を納付することができなかった。なお、審査請求人らは、本件各指定期間内に知財総合支援窓口にお問い合わせしたが、審査請求人らはインターネット出願用端末機器の利用の対象外であるとの回答があり、当該機器を利用して手続を行うこともできなかった。
- (2) 特許庁のウェブサイトに掲載された「新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続の取り扱いについて」(令和4年2月10日に更新され、令和5年4月7日に更新される前のもの。以下「別紙2」という。)には、「出願人や権利者が、さらに長期に亘って移動制限などの措置が課された国や地域の居住者であるなど個別の配慮が必要な場合は、以下の問い合わせ先にご相談ください。」と記載されていたところ、審査請求人らが住所変更によって上記(1)記載のような影響を受けた期間が長期に及んだことは、この「個別の配慮が必要な場合」に該当する。
- (3) 以上の理由から、審査請求人らに出願手数料を納付する機会を与えるべ

く、本件各却下処分を取り消すよう求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

1 本件各出願は、①18件全てが商標法76条2項及び別表の1の項に違反していたほか、②16件が商標法施行規則2条4項及び様式第4備考4において準用する様式第2備考24に定める方式に違反し、③1件が商標法施行規則2条4項及び様式第4備考1で定める方式に違反していたため、処分庁は、審査請求人らに対し、本件各出願に係る手続について、商標法77条2項において準用する特許法17条3項の規定により、本件各補正指令に係る本件各手続補正指令書の発送（再送）の日から1月の期間を指定して、手続の補正を命じた。しかし、本件各指定期間内に審査請求人らが補正をしなかったことが認められるから、処分庁が、商標法77条2項において準用する特許法18条1項の規定に基づいてした本件各却下処分は適法である。

2 審査請求人らは、上記第1の3の主張をする。この点について、処分庁は、特許庁長官による指令や通知類に対する手続等に関し、指定期間を徒過した場合であっても、①新型コロナウイルス感染症の影響による場合、②指定期間内に申出を行うこと又は指定期間徒過後一定期間内に申出を行うことにより、一定期間が経過するまでは期間延長請求がなくとも、有効な手続として認める旨を、①の理由の記載例とともに別紙2において公表していた。

しかし、審査請求人らは、前記②の申出を行った旨を主張立証しておらず、むしろ、審査請求人らは、前記②の期間内に申出ができなかったことについて、個別の配慮を求めている。

処分庁が想定する別紙2の「個別の配慮が必要な場合」（第1の3（2）参照）とは、新型コロナウイルス感染症に係る移動制限などの措置が課されたことにより手続が実施できない場合であるところ、本件各指定期間において、少なくとも日本国内において移動制限などの措置はとられていないことから、審査請求人らの収入減による転居は個人的な事情であって、長期にわたる移動制限の措置に相当するものとは認められない。また、個別の配慮が例外的な対応であることからしても、審査請求人らの主張する事情が個別の配慮が必要な場合に該当しないとする処分庁の判断に、裁量権の逸脱及び濫用は認められない。

なお、審査請求人らは、前記①の事情に関し、上記第1の3（1）のとお

り主張するが、いずれも具体性を欠き、処分庁から再弁明書及び再々弁明書において指摘されても、いまだその主張を裏付ける立証がなされていない。むしろ、審査請求人X₂は、本件各指定期間内である令和4年5月6日から同月26日までにかけて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求を複数件（例えば、同月6日差出の令和4年行政不服第s号、同月26日付けの同第t号等）提起し、前記②の申出の期間内にも1件（同年6月12日差出の同第u号）提起していることなどから、書類による手続きができない事情が存在していたものとは認められない。

したがって、前記①及び②いずれに関しても、審査請求人らの主張には理由がない。

3 その他、一件記録を精査しても、本件各却下処分の適法性及び妥当性に疑義を差し挟む事情は見当たらない。

4 以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和6年12月2日、審査庁から諮問を受け、同月5日、同月19日及び令和7年1月16日の計3回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和6年12月18日、主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件では、審査請求の受付（令和4年11月30日）から本件諮問（令和6年12月2日）まで約2年の長期間を要しているところ、①2度目の審査請求書の補正書（16件）の受付（令和5年3月20日）から審理員の指名（同年4月25日）まで1か月以上、②反論書の受付（同年10月10日）から2度目の弁明書の提出の求め（同年11月2日）まで3週間以上、③再反論書の受付（令和6年1月25日）から3度目の弁明書の提出の求め（同年2月14日）まで約3週間、④再々反論書の提出期限（同年4月22日）を徒過してから審理員意見書の提出（同年10月30日）まで6か月以上の期間を要している。

このような期間を要したことについて、審査庁は、本件固有の特段の事情があるわけではないが、今後は迅速な手続となるよう、計画的な案件の管理に努めるとのことであった。

しかし、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1条1項）を踏まえると、審査庁及び審理員は、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必

要がある。

- (2) 上記(1)で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はない。

2 本件各却下処分の適法性及び妥当性について

- (1) 一件記録によれば、処分庁は、審査請求人らに対し、本件各補正指令において、①本件各出願について、納付すべき手数料が納付されていないこと、②本件各出願のうち、別紙1の諮問番号第65号から第80号までに係るものについて、商標登録願の「【商標登録出願人】」の欄に代表者の氏名が記載されていないこと及び③本件各出願のうち、別紙1の諮問番号第70号に係るものについて、当該出願の出願人と商標登録願の「【原出願の表示】」の欄に記載された原出願の出願人が相違することを指摘し、本件各出願が法令に定める要件を満たしていないことを理由として、商標法77条2項において準用する特許法17条3項の規定により、本件各補正指令に係る本件各手續補正指令書の発送(再送)の日(令和4年4月28日)から1月の期間(同日から同年5月30日まで。なお、同月28日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)1条1項各号に掲げる日に該当するため、商標法77条1項において準用する特許法3条2項の規定により、同期間の末日は同月30日となる。)を指定して、手續の補正を命じたが、審査請求人らは本件各指定期間内に補正をしなかったことが認められる。

- (2) 本件各審査請求において、審査請求人らは、上記第1の3記載のとおり、本件各指定期間内に補正ができなかった理由を主張していることから、以下、検討する。

ア 特許庁は、別紙2において、新型コロナウイルス感染症の影響により指定期間内に特許庁への手續ができなくなった場合、指定期間内に申出を行うこと、又は、指定期間徒過後に、手續ができなかった事情を説明する文書を添付して一定期間(目安として、期間延長請求可能期間等)内に手續を行うことができる旨示し、当該申出又は手續において「理由」ないし「事情」(例えば、会社や事務所が閉鎖した等)の説明を求め、その内容により、一定期間(目安として、期間延長請求可能期間に加え2月)が経過するまでは、期間延長請求がなくても、有効な手續として取り扱うという原則を示したうえで、出願人等がさらに長期にわたって移動制限などの措置が課された国や地域の居住者であるなど個別の配慮

が必要な場合は、特許庁の問い合わせ先に相談することを周知していた。
イ 審査請求人らは上記の申出又は手続を行っていないところ、本件各審査請求において、審査請求人らは、別紙2に基づく取扱い、具体的には上記「個別の配慮が必要な場合」に該当するとの主張をしているものと考えられることから、当該主張が認められるかが問題となる。

審査請求人らは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減に見舞われ、住所変更を余儀なくされた、転居によりインターネットに容易にアクセスできるようになるまで比較的長期間を要したなどと主張する。

しかしながら、一件記録を精査しても、新型コロナウイルス感染症による影響と住所変更を余儀なくされたことの関係は明示されておらず、また、インターネットに容易にアクセスできるようになるまで比較的長期間を要したとの事情は、そもそも新型コロナウイルス感染症の影響によるものとはいえない。

このように、審査請求人らが主張する理由は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものとはいえない。

そして、上記ア記載のとおり、別紙2に基づく取扱いは、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮して設けられた特別な対応であって、さらに、「個別の配慮が必要な場合」に該当すると思料する者は、特許庁の問い合わせ先に相談することが周知されていたにすぎないのであるから、「個別の配慮が必要な場合」に該当するか否かの判断は、元々特許庁長官等の広範な裁量に委ねられているというべきである。

したがって、本件において、審査請求人らが主張する事情が「個別の配慮が必要な場合」に該当しないとの処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

ウ なお、審査請求人X₂においては、本件各指定期間内に行政不服審査法による審査請求を複数件提起し（令和4年5月4日付け及び同月26日付け行政不服審査法による審査請求書）、本件各指定期間徒過後の上記アの手続ができる一定期間内にも1件提起している（令和4年6月11日付け行政不服審査法による審査請求書）ことからすれば、審査請求人X₂が代表取締役を務める審査請求人X₁においても、本件各指定期間内及び上記一定期間内に書類による手続ができない事情が存在していたとはいえない。

また、審査請求人らは、本件各指定期間内に知財総合支援窓口にお問い合わせ

わせたが、審査請求人らはインターネット出願用端末機器の利用の対象外であるとの回答があり、当該機器を利用して手続を行うこともできなかったと主張するが、知財総合支援窓口におけるインターネット出願用端末機器の利用は、手続者が自宅等のインターネットが利用できない場合に取り得る選択肢の一つに過ぎず、そもそも本件各補正指令にかかる補正は書面で行うことが可能な手続であるから、審査請求人らの主張は採用できない。

(3) 以上のことから、処分庁が、本件各指定期間内に手続の補正がなかったとして、商標法77条2項において準用する特許法18条1項の規定に基づき、本件各却下処分をしたことに違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	佐	脇	敦		子
委	員	中	原	茂		樹

別紙1

諮問番号	出願人	出願番号	指令日	商標登録を受けようとする 商標	指定商品又は指 定役務の属する 商品及び役務の 区分
第65号	X ₁	商願a	令和4年3月1日	A	第9類／第15類／第16類／第35類／第36類／第41類／第42類／第45類
第66号	X ₁	商願b	令和4年3月2日	B	第9類／第16類／第35類／第38類／第39類／第41類／第42類／第45類
第67号	X ₁	商願c	令和4年3月1日	C	第9類／第16類／第35類／第38類／第39類／第41類／第42類／第45類
第68号	X ₁	商願d	令和4年3月1日	D	第9類
第69号	X ₁	商願e	令和4年2月28日	E	第36類
第70号	X ₁	商願f	令和4年3月3日	F	第5類／第9類／第16類／第35類／第38類／第39類／第41類／第42類／第44類／第45類
第71号	X ₁	商願g	令和4年2月28日	G	第9類／第16類／第28類／第35類／第39類／第41類／第42類／第45類
第72号	X ₁	商願h	令和4年2月28日	H	第9類／第35類／第37類／

					第39類／第41類／第42類／第43類／第45類
第73号	X ₁	商願 i	令和4年3月7日	I	第9類／第16類／第35類／第36類／第39類／第41類／第42類／第45類
第74号	X ₁	商願 j	令和4年3月1日	J	第7類／第9類／第12類／第35類／第36類／第37類／第39類／第42類／第43類／第45類
第75号	X ₁	商願 k	令和4年3月3日	K	第9類／第16類／第35類／第38類／第39類／第41類／第42類／第45類
第76号	X ₁	商願 l	令和4年3月1日	L	第7類／第9類／第12類／第35類／第36類／第37類／第39類／第42類／第43類／第45類
第77号	X ₁	商願 m	令和4年2月28日	M	第9類／第12類／第16類／第36類／第41類／第45類
第78号	X ₁	商願 n	令和4年3月1日	N	第1類～第45類
第79号	X ₁	商願 o	令和4年3月2日	O	第28類／第38類
第80号	X ₁	商願 p	令和4年3月1日	P	第7類／第8類／第10類／第11類／第12類／第13類／第14類／第17類～第28類

					／第 3 7 類／第 3 9 類／第 4 0 類／第 4 3 類／ 第 4 4 類
第 8 1 号	X ₂	商願 a	令和 4 年 2 月 2 8 日	Q	第 1 2 類
第 8 2 号	X ₂	商願 r	令和 4 年 2 月 2 8 日	R	第 1 2 類

特許庁への手続について

(1) 指定期間（特許庁長官、審判長または審査官が発する通知や指令において指定した期間）について

特許庁への手続について、新型コロナウイルス感染症の影響により、指定された期間内に手続ができなくなった場合には、以下のような例にしたがい、指定期間を徒過していても有効な手続として取り扱うものとします。

方式審査等における特許庁長官による指令や通知類に対する手続（審判係属中のものを除く。）に関しては、指定期間が過ぎてしまった場合であっても、一定期間（目安として、期間延長請求可能期間+2月*）が経過するまでは、期間延長請求がなくても有効な手続として認めることとします（申出の方法及び理由の記載例については、以下をご参照ください。）。

* 出願人や権利者が、さらに長期に亘って移動制限などの措置が課された国や地域の居住者であるなど個別の配慮が必要な場合は、以下の問い合わせ先にご相談ください。

また、拒絶理由通知への応答については、以下のいずれかの申し出がなされれば、期間徒過後の当該手続を容認すべく柔軟に対応いたします。

申出の方法

1. 指定期間内に申出を行う場合；
上申書の【上申の内容】欄に当該理由を記載して行う。
2. 指定期間徒過後に手続ができなかった事情を説明する文書を添付して一定期間（目安として、期間延長請求可能期間など）内に手続を行う場合；
意見書等に【その他】欄を設けて手続をすることができなかった理由を記載して行う。

理由の記載例

新型コロナウイルス感染症の影響により、出願人が勤務する「株式会社〇〇〇〇」／代理人が勤務する「〇〇〇〇事務所」が令和3年〇月〇日から（令和3年〇月〇日まで）閉鎖（在宅勤務）となり、手続をすることができません（でした）。令和3年〇月〇日より手続が可能となる（なった）ため、手続を認めてください。

[審判事件における手続の指定期間の延長等についてはこちら](#)をご参照ください。

（注）本資料は、特許庁ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続の取り扱いについて」（令和4年2月10日に更新され、令和5年4月7日に更新される前のもの。）から抜粋して引用したもの。